

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成28年 7月14日
発信課 担当者	新エネルギー推進課 佐藤
連絡先	電 話 25-9724
	F A X 29-3977
	E-mail newenergy@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	イベント・行事 募集 <input type="checkbox"/> 契約・入札 <input checked="" type="checkbox"/> 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	7月 14日 ~ 8月 4日
発表項目 (行事名)	34万人の COOL CHOICE キャンペーン業務に係る公募プロポーザルの実施について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>1 業務目的 市民に向けて地球温暖化対策の取組を促すため、家庭での省エネ行動を実践するための動機付けとして、省エネ機器への更新、低炭素型住宅の普及促進など、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組により、旭川市地球温暖化対策実行計画を着実に推進する。</p> <p>2 業務内容 (1) 普及啓発広報の企画及び実施 (2) 啓発イベントの企画運営 (3) 来場者アンケートの実施、COOL CHOICE 賛同募集</p> <p>3 履行期間 契約締結日から平成29年2月23日まで</p> <p>4 参加表明書提出期限 平成28年8月4日 午後5時まで</p> <p>5 企画提案書提出期限 平成28年8月18日 午後5時まで</p> <p>※詳細は、旭川市ホームページより実施要領等がダウンロード可能となっておりますので、そちらをご参照ください。</p>
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 34万人の COOL CHOICE キャンペーン業務に係る公募プロポーザル実施要領
報道（取材）に当たってのお願い	
備 考	

34万人のCOOL CHOICE キャンペーン業務に係る公募プロポーザル実施要領

34万人のCOOL CHOICE キャンペーン業務（以下「本業務」という。）の内容並びに本業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

本業務は、環境省の平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体と連携したCO₂排出削減促進事業）の交付決定を受けて実施する事業であり、効果的な広告宣伝やイベント参加を促す取組等、企画運営のノウハウ等において高水準の能力を必要とすることから、公募型プロポーザルにより、予算の範囲内で費用対効果を十分に発揮できる企画提案を募ることを目的とする。

第2 業務概要

1 業務名 34万人のCOOL CHOICE キャンペーン業務

2 業務目的

市民に向けて地球温暖化対策の取組を促すため、家庭での省エネ行動を実践するための動機付けとして、省エネ機器への更新、低炭素型住宅の普及促進など、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組により、旭川市地球温暖化対策実行計画を着実に推進する。

3 取組のメインテーマ

- (1) エコ住宅の普及促進
- (2) 省エネ機器の買い替え促進

4 業務内容（詳細は、別紙業務仕様書（案）に定める。）

(1) 普及啓発広報の企画及び実施

地域メディアと連携し、「いきいき旭川 34万人のCOOL CHOICE キャンペーン」を展開するため、広告等を作成し、広く周知すること。

ア キャンペーン広告の企画編集等

イ 普及啓発用ポスター・リーフレットの作成、配布

(2) 啓発イベントの企画運営

取組のメインテーマごとに市民向けの啓発イベント（セミナー、展示会等）を企画し、実施すること。

ア セミナー、展示会等の実施

(ア) スマートハウスセミナー（仮）

(イ) 家庭の省エネセミナー（仮）

イ イベント告知の実施

ウ 普及啓発パネル展の実施

(3) 来場者アンケートの実施, COOL CHOICE 賛同募集

事業の波及効果を把握するため, アンケート調査票を作成して啓発イベントにて来場者アンケートを実施し, 併せて COOL CHOICE の賛同を募る取組を行うこと。

また, 本事業において実施した普及啓発広報の実績のほか, 来場者アンケートや COOL CHOICE の賛同数などから波及効果を取りまとめること。

5 履行期間 契約締結日から平成29年2月23日まで

6 予算概要等

この業務に係る予算は, 9, 488, 680円(消費税及び地方消費税の額を含む。)となっていることから, 業務委託料の積算にあつては, 予算の範囲内とすること。

7 業務委託料に含める経費

この業務に係る経費は, 平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体と連携した CO2 排出削減促進事業) 交付規程(平成28年4月18日付け EIC 第 280418001 号)に定める補助対象経費(賃金, 諸謝金, 共済費, 旅費, 印刷製本費, 通信運搬費, 委託料, 使用料及び賃借料, 消耗品費)のほか, 管理費とする。

第3 契約担当部局

〒070-8525 旭川市6条通9丁目46番地 旭川市総合庁舎8階
旭川市環境部新エネルギー推進課
電話 0166-25-9724
FAX 0166-29-3977
e-mail newenergy@city.asahikawa.hokkaido.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は, 次の全ての要件を満たしていること。

(1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格において, 次の取扱品目全ての入札参加資格を有していて, かつ, 地域区分が市内又は準市内であること。

ア 広告代理(3201)

イ 新聞折込(3205)

ウ ビデオ制作(3207)

エ 印刷物制作(企画, 編集, 制作, デザイン等), 複写業務(3211)

オ 催事企画・運営等(3271)

(2) 過去3か年間に旭川市, 他の地方公共団体又は国と(1)のアからオのいずれかに該当する契約を締結し, これを誠実に履行していること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

- (4) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者でないこと。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 業務履行実績調書（任意様式）
- ウ 履歴事項全部証明書（発行日が3か月以内のもの）
- エ 決算書及び確定申告書の写し（直近の1期分で）

※管轄の税務署の受付印があるもの

(2) 提出期限 平成28年8月4日（木） 午後5時

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 持参によること。

(5) 提出書類作成時の留意事項

- ア 記入文字は黒色で10.5ポイントを標準とし、極度に逸脱しないこと。
- イ 業務履行実績調書には参加希望者の名称を記載すること。
- ウ 業務履行実績調書は、契約案件ごとに契約件名、該当する取扱品目、契約金額、契約相手、契約年月日及び契約業務内容等について、A4版1枚以内でまとめること。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、平成28年8月5日（金）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書（様式第2号）を通知する。併せ

て参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認められた者に対しては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認められた者に対しては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により、市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 平成28年8月9日（火）までの休日を除く、
午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ。

ウ 提出方法 持参によること。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、平成28年8月12日（金）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 説明会

企画提案書の作成等について、次のとおり説明会を開催する。

(1) 説明会の日時及び場所

平成28年7月28日（木） 午前10時30分から

旭川市第三庁舎保健所棟1階 講座室（旭川市7条通10丁目）

(2) その他必要な事項

ア 説明会の参加は、1者2名まで。

イ 説明会では実施要領等の資料を配布しないので、必要資料は持参すること。

第7 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

(1) 普及啓発広報に関すること

- ・ 旭川市ホームページ上で配信している「いきいき旭川 34万人の COOL CHOICE キャンペーン」の市長メッセージに基づいた広告動画及び音声について、絵コンテ等を作成し、説明すること。
- ・ 業務仕様書（案）において配信を予定しているもののほか、周知啓発に効果の高い、実施可能な広報手段及び頻度等について、説明すること。
- ・ 取組のメインテーマに沿ったポスター及びリーフレットのデザイン素案を示し、周知効果の高い配布先及び掲示方法等について、説明すること。

(2) 啓発イベントに関すること

- ・ 取組のメインテーマごとに実施するセミナーについて、業務仕様書（案）の内容を基本として、開催に係る環境への配慮の考え方・方法等のほか、より多くの市民の参加が期待できる周知広報、講師案、講演内容及び展示会等について、説明すること。

(3) 来場者アンケート及び COOL CHOICE 賛同に関すること

- ・ 普及啓発活動の波及効果を把握するために、セミナー来場者からより多くのアンケート及び COOL CHOICE の賛同を得る取組について、説明すること。
- ・ その他に、より多くの市民に COOL CHOICE の賛同を募るために実施可能な取組について、説明すること。

(4) 実施体制に関すること

- ・ 本業務の実施体制及びスケジュールについて、説明すること。

2 企画提案書の書式

企画提案の提出は、企画提案書（様式第3号）に次の書類を添付して行うこと。

(1) 企画提案書別紙

(2) 業務に係る見積書及び事業費積算内訳（参考様式）

(3) その他必要な書類

3 記入上の注意事項

(1) 記入文字は黒色で10.5ポイントを標準とし、極度に逸脱しないこと。

(2) 図版等については彩色を認めるが、その場合、モノクロコピーにより不鮮明とならないような配色とすること。

(3) 事業費積算内訳には、単価や個数等の積算根拠を明確に記載すること。

(4) その他必要な書類については必要最小限とすること。

4 提出方法等

(1) 提出期限 平成28年8月18日（木） 午後5時

(2) 提出場所 第3に同じ。

(3) 提出方法 持参によること。

(4) 提出部数 10部（正本1部、副本9部）、電子媒体（CD-R等）1枚

5 企画提案書等の著作権等の取扱い

(1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

(2) 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第8 質疑応答等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。
 - ア 提出書類 質疑応答書（様式第4号）
 - イ 提出期間 平成28年8月17日（水） 午後5時まで
 - ウ 提出場所 第3に同じ。
 - エ 提出方法 電話連絡の上、電子メールにより提出すること。
- (2) (1)の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答するものとする。また、併せて、旭川市公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第9 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第10 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、34万人のCOOL CHOICEキャンペーン業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。なお、企画提案者が5者以上の場合は、企画提案書の審査を事前に行い、審査会において選定された者についてのみヒアリング等を行う。

(1) 実施方法

- ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。
- イ 企画提案追加資料の配布は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて2名までとする。
- エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(2) 実施日時及び場所

第5で示した、企画提案書提出要請時に併せて通知する。なお、ヒアリング等を行うものを選定した場合には、別途、実施日時、実施場所及び選定結果を通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- (1) 事業者に関する項目
- (2) 企画提案書、ヒアリング等に関する項目
- (3) 参考見積価格に関する項目

4 受託候補者の特定

審査会において、3の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。この評価点については、審査項目ごとに最高点及び最低点をつけた委員の点数を除くものとする。ただし、同一の審査項目において最高点又は最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

5 審査結果の通知

- (1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求められることができる旨

- (2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面(様式は任意)により市長に対し説明を求められることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があつた日から7日以内までの休日を除く、
午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ。

ウ 提出方法 持参によること。

- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、平成28年9月9日(金)までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数

第11 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託予定者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否 要する。

4 支払条件 後払いとする。

5 事業費の管理

委託業務の対象経費は、他の経費と明確に区分すること。また、委託業務に要した経費は、領収書等で確認でき、収入及び支出を記載した会計帳簿等を備え、経理状況を明確にすること。(委託料について、使途目的、品目、単価、数量及び金額が分かる資料を明らかにする必要があるため。)

6 委託料の確定

業務完了時に提出のあった事業費内訳書及び領収書等に基づき確定した委託料が、契約金額と差異が生じた場合は、契約金額を上限として確定金額を委託料とする。

7 再委託等の禁止

- (1) 委託業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 委託業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面にて委託者の承認を得なければならない。

第12 その他

1 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3 提出された書類は返還しない。

4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第13 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	平成28年7月15日(金)から平成28年8月4日(木)まで
説明会	平成28年7月28日(木)

実施内容	実施期間又は期日
参加資格要件確認結果通知及び企画提案書提出要請	平成28年8月5日（金）
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から平成28年8月18日（木）まで
ヒアリング等	平成28年8月29日（月）
企画提案書審査結果の通知	平成28年8月30日（火）
契約締結	平成28年9月中旬

※平成28年度補正予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更又は業務委託が中止になることもあります